

## 令和6年度 第1回 徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会 議事録

### 1 開催日時等

日時 令和6年6月21日（金）午前10時34分～午前12時00分

場所 徳島労働局4階会議室（徳島市徳島町城内6-6）

### 2 出席者

（公益委員） 段野委員 稲倉委員

（労側委員） 川口委員 南委員

（使側委員） 脇田委員 中村委員

### 3 議題

- （1）審議日程について
- （2）審議及び議事録の公開について
- （3）専門部会の構成について
- （4）造作材特定最低賃金審議専門部会の進め方について
- （5）実地視察について
- （6）審議会申し合わせ事項について
- （7）議事録記載、確認について
- （8）付帯決議について
- （9）要請文について

### 4 議事

事務局（室長）

定刻を少し過ぎております。ただいまから、令和6年度第1回徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会を開催いたします。

本日全員の委員にお集まりいただいております。

昨年6月15日の第1回本審において、あり方検討小委員会の委員が指名されておりますが、山本委員が3月31日に退任されましたので、労側からご推薦いただいた南委員に本小委員会委員として、本日も出席いただいております。

また、事務局も人事異動により、労働基準部長に中村が4月1日付けで着任しております。賃金室長、私、岡田と室長補佐の吉成は異動はございません。なお、局長も竹中から異動はありませんでした。

それでは、労働基準部長の中村からご挨拶を申し上げます。

事務局（労働基準部長）

労働基準部長の中村でございます。

本日は、大変お忙しい中、徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、皆様には、日頃から労働行政の全般にわたりまして多大なご理解とご協力を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

今年も最低賃金のご審議をいただく時期となりました。

本日お集まりの委員の皆様方におかれましては、本年度の最低賃金改正決定に向けての審議において、中心的な役割を担っていただくことになろうかと存じます。

私ども事務局といたしましては、委員の先生の皆様の審議が円滑に行われるよう尽力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

さて、今年の最低賃金改正に向けての動きですが、6月25日に中央最低賃金審議会が開催され、地域別最低賃金の目安諮問が行われ、その後数回の目安小委員会を経て、7月24日に目安答申が行われる予定と聞いております。

この中央最低賃金審議会の動きに合わせて、徳島地方最低賃金審議会では、7月5日開催の第1回本審で地域別最低賃金の改正諮問を行い、中賃の目安答申後に、第2回本審を開催し、目安答申の伝達を行わせていただき、その後、専門部会を開催してまいりたいと考えているところです。

本日の会議では、これら本審、専門部会のスケジュール等について、ご検討いただくこととしております。

本年度の最低賃金改正の審議については、県民の関心も非常に高く、例年にも増して慎重な議論が求められるところであるということは重々承知しており、改正される最低賃金が徳島県の最低賃金にふさわしいものとなるよう、議論を尽くしていただきたいと考えております。

我々事務局といたしましても、今後の審議会および専門部会における審議が、円滑に、かつ充実したものとなるよう、支援させていただきますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。簡単ではありますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（室長）

それでは、以後の進行は段野委員長にお願いいたします。

段野委員長

まず初めに、あり方検の公開について事務局から説明をお願いします。

事務局（室長）

「徳島県最低賃金に関するあり方検討小委員会運営規程」において、この会議の公開につ

いての規定は設けられておりません。

資料の最後に運営規定を添付しております。資料の 27 ページをご参考ください。

運営規定の第 7 条の議事の記録のところに、議事録の作成が決められております。

第 2 項に「・・・公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされております。

あり方検では、日程調整において個人情報の開示が行われたり、率直な意見の交換を行う必要があると判断されるため、議事録を非公開とし、議事要旨を作成し公開しておりましたが、全国的に審議会の公開が進んでおります。

このため事務局としては、今年度から、あり方検の議事録の公開を提案します。

ただし、議事録の作成に当たっては、特定個人のスケジュールの公開が行われる日程調整の場面は、(日程調整中)の表示にするなどの配慮を行いたいと考えております。

段野委員長

全国的に審議会の公開が進んでいるところですが、事務局から議事録の公開について提案いただいたところですが、その具体的な手続きはどのようになるのでしょうか。事務局からもう少し説明をお願いします。

事務局（室長）

議事録の公開に向けた手続きについて説明します。

議事録を事務局で作成し、作成した時点で、委員あてメールで確認を依頼します。1 か月程度の期間に確認をいただき、完成したものをホームページに掲載します。ホームページに掲載する時期は、できれば早くすることが良いと思いますが、最低賃金が決まった後ぐらいになるかと思われます。議事録作成は時間がかかることから、議事録が完成、ホームページに掲載されるまでの間は、議事要旨をホームページに掲載することになります。議事要旨について、委員の皆様にご確認いただくのは1 週間程度で確認いただくように考えております。

段野委員長

皆様いかがでしょうか。あり方検の議事録を公開することについて、ご意見ございますでしょうか。

中村委員

今公開されている議事録には誰が発言したというのが分かる状態ですが、その部分、委員の誰が言ったのか、固有名詞が出てくると思います。

段野委員長

他県の状況はいかがでしょうか。記載されているところがありますでしょうか。

事務局（室長）

群馬の専門部会の公開されている議事録には、使用者委員と表記するのみで固有名詞を載せていないものがあります。「あり方検討小委員会」という名称の会議は徳島独特のもですが、他県の同種の委員会の状況は確認できておりません。

議事録の発言者氏名が出ているところは多いです。

段野委員長

皆様、発言者氏名の記載についてはいかがでしょうか。

川口委員

あり方のメンバーは出ますよね。使側、労側委員と名前を伏せても、どっちかが言ったことは分かりますよね。

脇田委員

あり方だけなら、機微に触れるようなことも発言することはないと思うので、発言者氏名は出てもよいのではないかと思います。

段野委員長

それでは、あり方検討小委員会の議事録は、発言者氏名を載せて公開するというところでよろしいでしょうか。

（異議なし）

段野委員長

本日の検討事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（室長）

本日ご検討いただきたい議題が9項目ございます。お手元にごございます次第の「2 議題」をご覧ください。この議題に沿って、ご検討いただければと存じます。

まず、（1）審議日程についてご検討いただければと存じます。資料2、5ページをご覧ください。昨年の審議日程、その次の資料、6ページが今年の審議日程案となっております。

既に開催が決定しております7月5日の第1回本審では、県最賃の改正決定諮問と特定最賃の必要性諮問を予定しております。

中央最低賃金審議会の目安答申の予定日は7月24日となっております。

皆様の御都合、及び中賃での答申遅れの可能性も勘案し、第2回本審は8月1日の開催を提案します。

また、その後の専門部会の日程、結審予定日について、審議日程案のとおり提示しますので、ご検討ください。

段野委員長

まず、審議日程を協議します。

事務局案について検討したいと思います。

(日程調整中)

段野委員長

日程調整の結果、

- |          |    |    |           |
|----------|----|----|-----------|
| ・第1回本審   | 7月 | 5日 | 午後1時30分から |
| ・第2回本審   | 8月 | 1日 | 午後1時30分から |
| ・第1回専門部会 | 8月 | 1日 | 午後3時00分から |
| ・第2回専門部会 | 8月 | 2日 | 午後1時30分から |
| ・第3回専門部会 | 8月 | 9日 | 午後3時00分から |
| ・第3回本審   | 8月 | 9日 | 午後4時00分から |

以上でよろしいでしょうか。

事務局（室長）

次に、特定最低賃金の日程になりますが、資料2-2をご覧ください。

今年については、8月21日に合同専門部会と本審を午後を開催することを提案します。

例年、午前中の限られた時間で行っていましたが、合同専門部会の後に専門部会を開催し、金額審議を考えると、時間的に余裕がある午後の審議の方が都合がよいように思われますが、いかがでしょうか。

また、合同専門部会を開催する日が決まっていますと、委員の方、特賃の委員の方も都合がよいと思われま。

段野委員長

今の事務局の提案についてはいかがでしょうか。

特定最低賃金の必要性審議を行う合同専門部会とその後で開催する本審を8月21日に開催することを前もって決めておく、というものです。

(異議なし)

事務局（室長）

ありがとうございます。

徳島県最低賃金の答申の後の異議を審議する本審ですが、最短で審議するとしますと、8月9日に結審した場合は、8月27日(火)11時からとなります。

ただし、この異議審議の日程は、最短効力発生日を考慮したものですので、今年については、例年のように必ずしも10月1日発効を前提としていないことから、委員の都合がつく日を優先した日程調整をしていただければと思います。まずはこの最短の日程で問題ないか、ご検討いただければと思います。

段野委員長

異議審の日程について検討したいと思います。

(日程調整中)

段野委員長

それでは、異議審の日程は、8月9日に結審した場合は、8月27日(火)11時からとなります。

本日決まりました日程は事務局から各委員へメールで連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

次の議題は専門部会の公開についてです。

事務局（室長）

昨年における、他の都道府県の専門部会の公開状況ですが、ホームページで確認できた数では、三者協議の場を公開つまり傍聴可としているところが25、傍聴を認めていないところが11、第1回のみを傍聴可としているところが8、その他2となっております。全国的にみると公開の動きが広がっております。

中賃では「公労使三者がそろって議論する場を公開」としております。

徳島では、昨年の審議の際に、専門部会の第1回のみ公開とし、他の専門部会を非公開とし、全国の公開状況を見て、段階的に公開していくこととなっております。

なお、専門部会の公開については、資料9、22ページにもありますが、徳島弁護士会からも今年度新たに要望がなされているなど、複数の団体から公開を求める意見が提出されています。

こういった状況を踏まえると、今年については、昨年より公開を進めるべきではないかと提案します。

段階的に公開する方法としては、1回目に続き、2回目を公開する方法、三者が協議する場を公開とする方法、傍聴は認めない専門部会でも議事録を公開する方法などが考えられますが、今年は、昨年と同様に第1回の傍聴を認めるとともに議事録を公開することに加え、2回目以降は引き続き傍聴は認めないが、新たに議事録を公開することとしてはどうかと提案します。

#### 段野委員長

段階的に公開するという点について、皆様いかがでしょうか。

去年は第1回の傍聴と議事録の公開でした。第2回目以降の専門部会は非公開とするが、議事録を公開してはどうかということでした。

#### 川口委員

金額審議を公開しないという話を昨年したと思いますが、今年は、2回目以降の金額審議の議事録を公開してはどうか、ということですね。

#### 中村委員

昨年度は1回目の専門部会は傍聴ありで、議事録を公開するということですが、ホームページは議事要旨になっていませんか。ホームページを印刷してきたのですが、全部、議事要旨になっていました。

#### 事務局（室長）

再度、ホームページを読み込む、更新することで議事録に変わるようになると思います。

#### 脇田委員

キャッシュが残っている場合は、以前に読み込んだページが表示されるのではないのでしょうか。

ちなみに、専門部会の公開、傍聴を認めているのと、議事録を公開しているのは多いのでしょうか。議事録を公開することで問題はありますか。

#### 事務局（室長）

中賃と同じように三者協議の場の傍聴を認めているところが25ぐらいあります。

傍聴のある三者協議の場の議事録は公開されております。

傍聴を認めていないが、議事録を公開している専門部会もあります。専門部会の議事録を公開している労働局からは特に問題はないと伺っています。

中村委員

傍聴可が 25 で傍聴不可が 11、第 1 回のみが 8、その他 2 というのですが、議事録を公開しているのはどれぐらいありますか。

事務局（室長）

議事録がホームページに出ているものが 13、一部公開が 27 となっています。一部公開というのは、徳島のように第 1 回のみ議事録を出しているところも含まれます。

中村委員

傍聴を認めるのが、より公開が進んでいるということですね。

事務局（室長）

そうです。傍聴はリアルタイムで聞くことができるということで、議事録は公開までに時間がかかります。

脇田委員

ちなみに四国はどうなっていますか。

事務局（室長）

愛媛、香川が三者いる場を公開としており、高知は第 1 回と最後だけ、公益見解を出すところから傍聴可としております。

川口委員

2 回目の専門部会で、冒頭から二者協議となった場合は、傍聴人は待たされるわけですか。

事務局（室長）

そうです。中賃などはそうになっています。中賃の議事録を見ると分かるのですが、二者協議がほとんどとなると、最初と最後だけの議事録となります。

昨年、公開についての議論では、途中の二者協議の傍聴を認めなければ、最初と最後だけになってしまい、傍聴人が期待している話が聞けないことになる。第 1 回専門部会であれば労使が基本的な意見を表明するところであり、別に傍聴があっても問題ないという判断で第 1 回専門部会を公開したという経緯でした。

中村委員

傍聴に関しては昨年と同じということですが、議事録を公開するという提案ですよ。結構、二者協議の場面は多くなり、その部分は公開されないのですよね。



脇田委員

少しでも公開を進めていくということですね。

事務局（室長）

先ほどの発言者氏名の公開についてはいかがでしょうか。

脇田委員

誰が発言したというのではなくても、どの立場で発言したか、その内容が分かればよいと思うので、議事録の中に発言者の氏名を入れる必要はないと思います。

中村委員

事後検証に固有名詞は必要ないと思います。

少しでも公開を進めていくというのであれば、2回目以降の専門部会について議事録を公開することはいいと思います。

段野委員長

それでは、事務局提案のとおり、今年度から、2回目以降の専門部会は、傍聴は認めないが、議事録を公開することでよろしいでしょうか。ただし発言者の氏名については伏せておくことでよろしいでしょうか。

中村委員

二者で議論する場の議事録はどうなりますか。

事務局（室長）

二者の場面の議事録は作成しておりません。

段野委員長

少しずつ公開に向けて進んでいくということでもよろしいでしょうか。

（異議なし）

段野委員長

続きまして事務局から議事録の公開についての説明をお願いします。

事務局（室長）

議事録の情報公開請求についての考え方を説明します。

昨年度、議事録について行政文書の開示請求がありました。議事録の公開の考え方を整理したので説明します。

まず、専門部会で公労、公使あるいは労使の二者で協議を行う場面があります。

この部分については、専門部会として公労使がそろった場ではないとして、議事録を作成しておりません。

次に、情報公開請求があった場合に不開示とする部分についてです。

資料3をご覧ください。

ここの不開示情報は、

議事録中の委員の署名、自署のものは個人を特定する情報となるため不開示となります。

印影、行政官庁の印影を除く、印影部分を黒塗りにすることとしております。

参考人の氏名、所属等：参考人は、実地視察先で得た情報は不開示と考えております。

本審で意見陳述をされる方は、匿名の意見陳述は、不開示に該当すると考えております。

本審は公開しており、傍聴人がいる中で自己紹介をしている場合は、開示してもよいと考えております。意見陳述人の公開、非公開の意思が不明の場合は事務局で確認する必要があると考えます。

会社名などの固有名詞が出てしまった場合には、個人情報保護の観点から修正すべき場合は修正が入るもの、と理解してください。審議会に提出する資料についても同様の考え方で修正が入ると考えてください。

この資料3に準じて、不開示情報を決定しておりますのでご承知おきください。

なお、行政文書の公開請求があれば、議事録を非公開としても、議事録を開示する必要があります。伏せた名前が出る場合があります。

こうした点について、ご留意をお願いします。以上です。

段野委員長

何かご意見はありますか。

脇田委員

特定の会社の名前とか情報が入っている部分はどうなりますか。

ちなみに異議申立てがあった場合、どこが審査するのですか。

事務局（室長）

会社の情報は伏せることになります。

異議申立ては、本省で審査することになります。

事務局（部長）

具体的には、個人情報保護審査会が審査を行うことになります。

川口委員

情報公開請求があって、その時に作成できていない議事録については、不存在となることでよろしかったでしょうか。

事務局（室長）

そうなります。昨年は作成までに時間がかかっておりました。今年は、できるだけ速やかに作成することとしております。

段野委員長

情報公開のところ、ご意見はよろしいでしょうか。

では、次の議題、専門部会の構成について事務局は説明をお願いします。

事務局（室長）

資料4ですが、現在はまだ専門部会を設置しておりませんので、公益委員のみお名前を入れております。専門部会委員名簿の（仮）として作成しております。

金額審議を行う専門部会について、専門部会委員として、段野委員、稲倉委員、米澤委員それから、オブザーバー委員として端村委員、撫養委員に参加していただき、金額審議の途中経過の審議に参加していただくよう、公益委員の担当について、先に開かれました公益委員会議において決定しております。

昨年は、公益委員のオブザーバー参加をやめておりましたが、公益委員には、専門部会での労使の意見をしっかりと踏まえた上で本審の採決に臨んでいただく必要があると考えて、令和4年と同じ、オブザーバー委員を加えた構成を提案しております。

専門部会の公益委員として、名簿の五十音順に、稲倉委員、段野委員、米澤委員、オブザーバー委員として端村委員、撫養委員となっております。

なお、オブザーバー委員については発言する際は、部会長の許可を受けて行うこととされており、採決をする場合採決には参加資格がないこととなります。

資料は、4-2 専門部会運営規定の第4条第2項になります。

段野委員長

ただ今の説明のとおり、今年の徳島県最低賃金専門部会の審議には公益委員全員が専門部会に参加するという案ですが、いかがでしょうか。事務局案についてご了承いただけますでしょうか。

（異議なし）

段野委員長

それでは、徳島県最低賃金専門部会の審議には公益委員全員が専門部会に参加する事務局案のとおりとさせていただきます。

次の議題、造作材の進め方について、事務局は説明をお願いします。

事務局（室長）

資料5は昨年のあり方検の議事要旨になります。

(4)に短く書かれていますが、他の電気機械、一般機械と同じように必要性審議が短時間で終わらないことが予想されましたので、去年は単独で必要性審議を行ない、時間をかけて審議しました。

造作材については、事前に労働者代表委員より、今年は造作材特定最低賃金改正の申出をしない旨のお話がありましたので、この件について、改めてご確認いただければと思います。

段野委員長

先ほど事務局から説明があったことについて、労側委員としてはいかがでしょうか。

川口委員

事業場に訪問してお願いしなければいけないということを、昨年まで山本委員が行っていたのですが、山本委員は徳島の主要な産業として、全国で唯一の特定最低賃金が設定されていることを主張し、今まで議論を続けてきました。

人数も減少して、昨年、今後について議論をするということでしたが、昨年の議論の方向性が違っていたように思います。

今年は申出をしないこととなりました。

段野委員長

では、造作材の必要性審議は、今年はなしということによろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局（室長）

承知しました。もう1点確認しておきたいことがあります。造作材に関しては、基幹労働者が千人を切っております。基幹労働者が千人を切った場合は、廃止の議論を行うこととされております。

ただし、廃止の議論は地域別最低賃金が当該特定最低賃金を上回ってから始めることとされております。ただ、上回ってからすぐに廃止の議論を始めるのではなく、労使の意見をよく聞いた上で行うこととされております。

造作材最低賃金は、既に徳島県最低賃金が上回っていますので、廃止するか否かについて、労使の皆様のご意見を伺いたいと思います。

段野委員長

それでは、労働者代表委員はいかがでしょうか。造作材の廃止の考えはどうでしょうか。

川口委員

昨年、徳島県最低賃金が造作材最低賃金を超えました。全国からは、地域別最低賃金を下回っている特定最賃が何年かぶりに改定されたという報告をたまに聞くことがあります。去年、県最賃が上回ったから、今年廃止にする議論を始めるのは少し早いと思います。

段野委員長

使側委員はいかがでしょうか。

脇田委員

基本的には特定最賃は廃止の考え方をしている。しかしながら、川口委員が言われたようにすぐに廃止の議論を始めるというのは早いと思います。労働者の人数を見ながら、議論すべき時期を考えていく必要があると思います。

段野委員長

川口委員からは、廃止の議論はまだ早い、とのご意見でした。

脇田委員からは、人数を見て、廃止の議論を始めるのがよいとのご意見でした。

廃止の議論について事務局は説明をお願いします。

事務局（室長）

労使双方の意見が合えば、廃止の議論を続けることはできると考えますが、全会一致とならない場合は、廃止の議論は行えないと考えます。今労使委員から、時期が早いとのご意見をいただきました。

段野委員長

それでは、現時点では廃止の議論を始めないということとします。

次の議題、実地視察について、事務局は説明をお願いします。

事務局（室長）

資料は6になります。

今年度の実地視察先ですが、地域別最低賃金の事業場と特定最低賃金の事業場を交互に実

施することとなっております。今年は地域別最低賃金の対象業種を選定します。

第1回本審の後、7月8日から7月22日の期間で意見公示を行うのですが、この期間中に実施するのがよいかと考えております。短期間で事業場を選定しますので参加可能な委員での実施を考えております。また、実地視察の受け入れ先事業場との調整過程で、参加人数を制限される可能性もあります。

実地視察先に心当たりがあれば、事務局まで連絡をいただくようお願いしたいと思います。

段野委員長

実地視察に関して、何かご意見はありますか。

中村委員

7月という時期に実地視察を行うことで、最低賃金上がることについて、より良い意見が聞けることになる。こうした声を聴いて審議を行うのは重要と思います。

段野委員長

ありがとうございます。

では、実地視察先、日程調整を事務局で行い、決まり次第、事務局から連絡するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局(室長)

承知しました。それでは、実地視察の時期は、7月8日から7月22日の期間のどこかで、参加可能な委員で実施することとします。開催の連絡についてはメールで行いますが、その際に会社の概要、事前調査項目を送ります。また、会社に対する質問事項があればメールに返信いただくように考えております。

段野委員長

次の議題、審議会の運用について、事務局から説明をお願いします。

事務局(室長)

資料7をご覧ください。審議会の運用については、昨年、取りまとめいただいた資料「徳島地方最低賃金審議会申し合わせ事項」に基づき、「最低賃金審議会令第6条第5項の規定の適用」と「本審及び特定最低賃金専門部会の同日開催による審議の効率化」を行うということによろしいでしょうか。

段野委員長

皆様よろしいでしょうか、確認をお願いします。

(異議なし)

次の議題、議事録記載、確認について、事務局から説明をお願いします。

事務局（室長）

今年は議事録を早期に完成させるように事務局としても力を尽くしたいと考えております。議事録の確認に関しては、1か月以内でご確認いただき、メールでご返信いただくようお願いいたします。なお、議事録を公開する前は、議事要旨を公開することとしております。

段野委員長

皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

次の議題、付帯決議について、事務局から説明をお願いします。

事務局（室長）

資料8、8-2は昨年の付帯決議と全国の状況について取りまとめたものです。

今回、事務局で提案するのは付帯決議の内容ではなく、決め方、議論の方法になります。本審、専門部会の後に付帯決議を決める場を設けてはどうかと考えます。審議会の口の字型では少し距離が離れすぎているので、机を近づけて内容をつめていきたいと考えますが、いかがでしょうか。

残って参加できる委員には、ぜひ参加していただきたいと思っております。

昨年度の議論を踏まえ、たたき台は事務局で作成することとします。作成に当たっては、昨年の付帯決議の内容、全国の資料と中央最低賃金審議会での目安答申の公益見解、それから、専門部会での審議の過程における皆様のご意見を参考にすることを考えています。

付帯決議を出す時期についてですが、答申に合わせて出すことを事務局では提案させていただきます。

また、答申後、新たな事項を付帯決議に追加したい場合は、再度検討し、異議審の答申時にも出す、2回出すことも可能ではないかと考えます。ただし、この場合、異議審の前に付帯決議を委員の皆様が集まって検討する場を設けることが時間的に厳しくなります。

このため、この場合も、委員の皆様からのご意見を踏まえ事務局においてたたき台を作成し、メール等でご相談させていただいた上で付帯決議の内容をどうするか決めることになる

と思います。このような提案でいかがでしょうか。

段野委員長

昨年度、12月の審議会の際に、使側委員から付帯決議についての要望がありました。

事務局の提案は、審議会、あるいは専門部会が終わった後、別室にて付帯決議を協議する、ということよろしいでしょうか。

付帯決議を出すのは、徳島県最低賃金の答申時として、異議の答申でもよい、というものです。事務局案についてはいかがでしょうか。

中村委員

その方が審議会の委員の意見を反映したものができると思います。

段野委員長

それでは、皆様、審議会の終わった後で時間をいただけたらと思います。

第1回本審の後から集まることとさせていただきます。

段野委員長

次の議題について事務局から説明をお願いします。

事務局（室長）

資料は9の要請書等になります。最低賃金に関する要請書になります。

全労連四国地区協議会からの要請は5月24日に、JAL不当解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン実行委員会からの要請は6月19日にそれぞれ要請を受け、私に対応をしております。また、徳島弁護士会会長からの声明は郵送で届いておりますが、6月13日に改めて直接、会長が労働局に来まして、局長あて声明を渡しております。

内容はおおむね例年のとおりですが、若干それぞれ変更があります。要請書等については第2回の本審の資料にしたいと考えております。

その理由は、第1回本審にて、最低賃金を改正する諮問を行い、その日に、意見公示を行い、15日間の公示の後、第2回本審において意見聴取を行いますので、その際に併せてこれらの要請書を資料として出すこととしたいと考えております。

段野委員長

只今事務局から説明のあった取扱いについて、ご意見がありましたらお願いします。

また、要請事項に関して、ご意見ありますでしょうか。



脇田委員

すみません。メールで徳島県中小企業家同友会から「最低賃金に関する要望」を送らせていただいたのですが、要望については、同じようになるのでしょうか。

(徳島県中小企業家同友会からの「最低賃金に関する要望」を配布)

事務局（室長）

先ほどお配りした「要望」については、事前にいただいておりましたが、どのように取り扱うかのご意見をいただければと思います。

今お配りした「要望」ですが、最低賃金に関する要望とあります。ただ、文書の宛先は、国と県になっております。内容に最低賃金に関する要望はありませんがよろしいでしょうか。

脇田委員

付帯決議を作成する際に、これらの意見を勘案して入れていただければよいと思います。

段野委員長

その他の議題として、何か検討する事項はありますか。

脇田委員

1点確認したいのですが、最低賃金審議会の答申に対して、異議申し立ては県も出来るのでしょうか。そういう事も考えておくべきかと思いました。

事務局（部長）

最低賃金法第11条第2項に、「最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があった日から15日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。」とされておりますので、県、地方公共団体は少し取扱いが違うように思います。県でも最低賃金法の適用がある労働者を使用していると思いますので、確認させてください。

事務局（室長）

ご議論ありがとうございました。

このあり方検討した事項は、本審で議決して決定されます。

日程以外の項目について、今一度確認させていただきます。

審議会の公開は昨年と同じ第1回専門部会まで傍聴可能とする。

第2回以降の徳島県最低賃金専門部会、特定最低賃金専門部会、特定最賃専門部会と合同で開催する本審については、非公開とするが、議事録を公開する。

徳島県最低賃金専門部会に9名の専門部会委員以外の公益委員2名がオブザーバー委員として参加する。

造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金の必要性審議はしない。また、今年は廃止の議論は行わない。

徳島県最低賃金対象業種の企業に対し実地視察を行う。

審議会の申し合わせ事項として、

・専門部会で全会一致となった場合、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用するが、徳島県最低賃金改正の諮問に対する答申は、専門部会終了後、引き続き開催する本審において行うこと

・本審及び特定最低賃金専門部会を同日開催し、審議を効率化することを確認した。

付帯決議を議論する場を審議会、専門部会の後で設け、付帯決議を検討し、答申時、あるいは異議審の際の答申に併せて付帯決議を出すこと。

要請書等は、先ほど委員から提出した資料も含めて第2回本審の資料として議事に入れる。

なお、第1回本審は7月5日13時30分から、あわぎんホール（郷土文化会館）の4階会議室で開催いたします。よろしくお願いいたします。以上です。

段野委員長

ありがとうございました。これで閉会したいと思います。